平成２８年（フ）第１３０号
北海道帯広市西21条南４丁目14番地　道営新緑４－305
債務者　水木　　猛
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
茨城県つくばみらい市富士見ヶ丘３丁目24番地２　ビレッジヤワラＡ201
債務者　木村　雄一
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２５４号
群馬県渋川市渋川1345番地１　峰岸ハイツ202
債務者　後藤　草人
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１９５号
群馬県高崎市中泉町649番地12
債務者　南雲　　朗
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１９９号
群馬県高崎市浜尻町221番地３　カーサＴＩ102号
債務者　持田由佳里
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２００号
群馬県高崎市中泉町617番地22
債務者　田島利江子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１１３号
千葉県富里市御料1009番地16（ジュエルパレスＢ－201）、申立時の住所千葉県山武郡横芝光町小堤44番地
債務者　鈴木美加子（旧姓神保）
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３７８号
相模原市緑区根小屋2083番地１　５号
債務者　宇野　晴彦
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３８１号
相模原市中央区小山１丁目13番10号　メゾン・ド・オヤマ303
債務者　桐生　竜紀（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３８２号
相模原市南区鵜野森２丁目27番２－402号
債務者　橋本　美子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２６９号
静岡県沼津市東椎路1192番地の２　グランスィートＡ403号
債務者　杉本　祐子（旧姓関和）
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３０４号
静岡県駿東郡清水町徳倉60番地の１　メゾン内村Ａ棟102号室
債務者　橋本　智彰
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第７８５号
京都市右京区嵯峨広沢南下馬野町１番地　昭和ハイツ103
債務者　中村　正人
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８５０号
京都市西京区大枝東長町１番地113　コートヴィレッジ洛西Ａ棟203号
債務者　ア・クールことリップルこと　清水真樹
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８９２号
京都市伏見区久我森の宮町13番地68
債務者　岡村　宇純
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９４９号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－２棟305号
債務者　小山　春香
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係